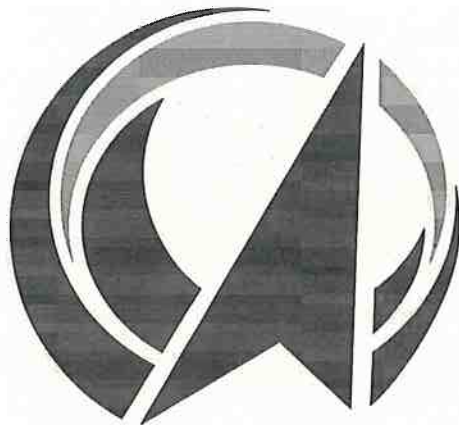


(仮称) 南あわじ市子ども・子育て支援事業計画

素案のための検討資料

(仮称) 南あわじ市子ども・子育て
支援事業計画



平成 27 年 3 月

南 あ わ じ 市

はじめに

※計画策定の背景、本市の動向、謝辞等を記述します。

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
5. 計画策定体制	2
第2章 子どもと家庭をとりまく状況	3
1. 子どもをとりまく現状	3
2. ニーズ調査結果からみる子どもや子育ての状況	9
第3章 計画の基本的考え方	10
1. 基本理念	10
2. 基本的な視点	11
3. 基本目標	12
4. 重点施策	13
5. 計画の体系	13
第4章 計画の内容	15
1. 子育てにともなう経済的支援の充実	15
2. 地域における子育て支援の推進	15
3. ワーク・ライフ・バランスの推進	15
4. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保	15
5. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	15
6. 子育てを支援する生活環境の整備	16
7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	16
第5章 計画の目標	16
1. 教育・保育提供区域	16
2. 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容	16
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	16
第6章 計画の推進・評価等	17
1. 計画の推進	17
2. 計画の評価・検証	17
資料編	17
1. 南あわじ市次子ども・子育て会議委員名簿	17
2. 南あわじ市次子ども・子育て会議設置要綱	17

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、少子化や核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。それにともない、家庭や地域の子育て機能は低下し、保護者の孤立化や育児不安、児童虐待の増加など、多様な問題が浮かび上がっています。こうした中、次代を担う子どもの健全で幸福な成長を促し、社会全体で子育て家庭を支援する体制の整備が急務となっています。

わが国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も少子化は進行しています。平成24年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.41であり、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、わが国ではおおむね2.07程度）を大きく下回っています。

国の動向は、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを実施してきました。そして、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

これを受け、南あわじ市では、平成27年3月に「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画）を策定し、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、子育て支援に関するさまざまな施策を推進していきます。

2. 計画の性格

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。家庭における子育てを中心に地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせるものとします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「南あわじ市総合計画」を上位計画と位置づけ、「南あわじ市障害者基本計画」などの関連する個別計画との整合性を保ちつつ推進するものとします。

【関連計画】

- ・南あわじ市総合計画
- ・南あわじ市障害福祉計画
- ・南あわじ市地域福祉計画
- ・南あわじ市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・南あわじ市男女共同参画プラン
- ・南あわじ市健康増進計画

4. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
次世代育成支援後期行動計画									
				見直し	本計画				

5. 計画策定体制

(1) 計画の策定組織

本計画は、南あわじ市子ども・子育て会議での検討を踏まえて策定しました。南あわじ市子ども・子育て会議は、子育て支援に関する活動を行う地域活動団体や学校・保育所・幼稚園の関係者などから構成され、計画案や市の子育て支援施策について検討を行いました。

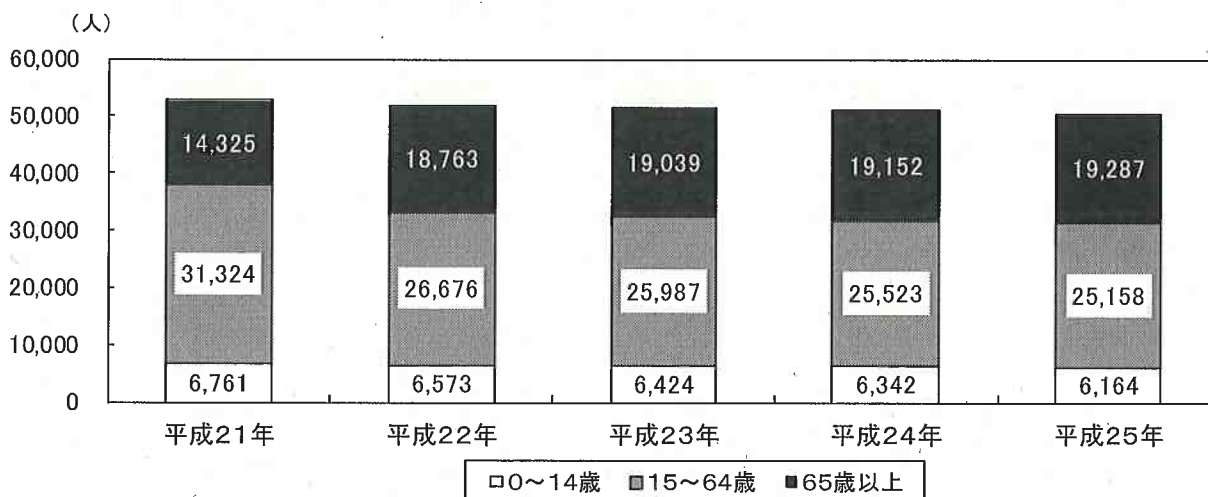
(2) 実態把握

本計画の策定にあたって、市民の子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向を把握するため、「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施しました。

第2章 子どもと家庭をとりまく状況

1. 子どもをとりまく現状

(1) 人口の推移



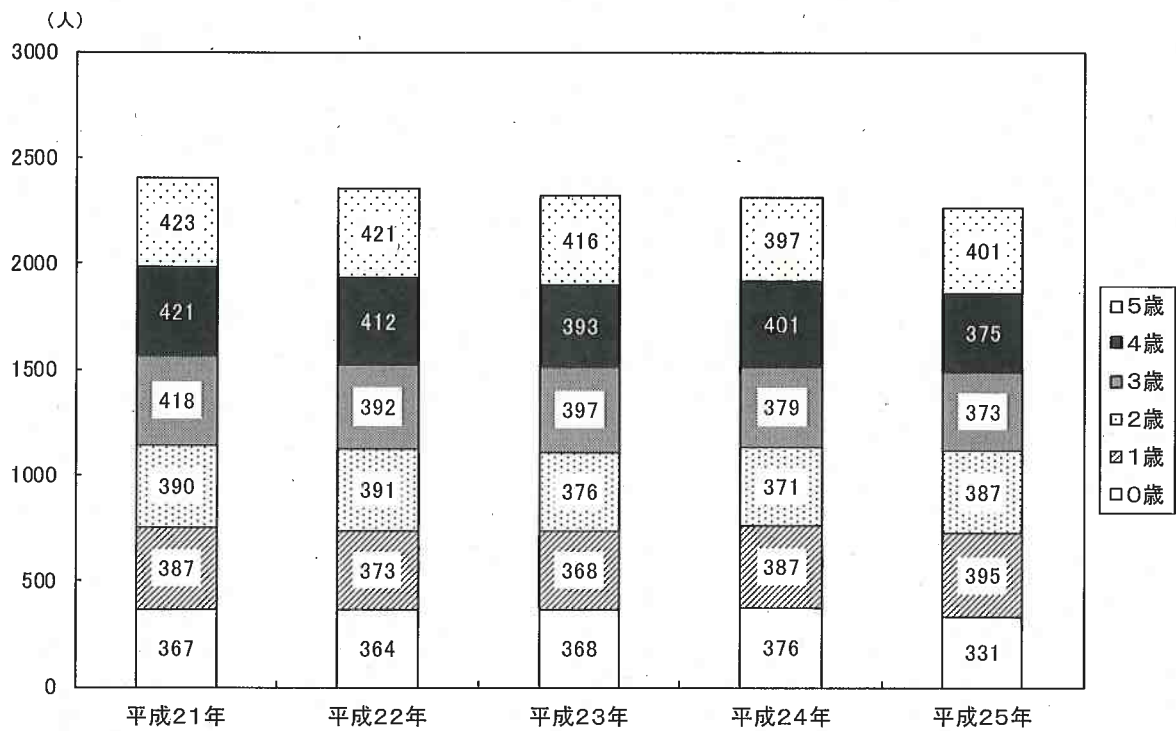
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0～14 歳	6,761	6,573	6,424	6,342	6,164
15～64 歳	31,324	26,676	25,987	25,523	25,158
65 歳以上	14,325	18,763	19,039	19,152	19,287
合計	52,410	52,012	51,450	51,017	50,609

※住民基本台帳（各年3月末現在）

※小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

人口の推移をみると、総人口は平成21年以降年々減少し、平成25年には50,609人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）は平成25年6,164人、生産年齢人口（15～64歳）25,158人まで減少し、一方で高齢者人口（65歳以上）19,287人まで増加しています。

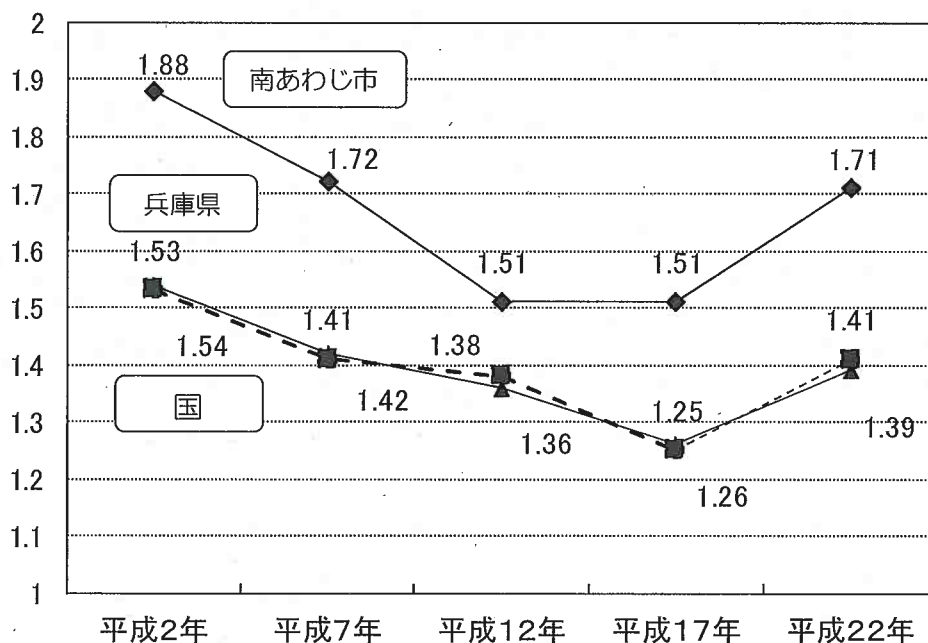
(2) 年齢別就学前児童数の推移



※住民基本台帳（各年3月末現在）

年齢別就学前児童数の推移をみると、どの年齢もおおむね年々減少傾向にあります。平成25年に5歳児は401人、4歳児は375人、3歳児は373人、2歳児は387人、1歳児は395人、0歳児は331人となっています。

(3) 合計特殊出生率の推移

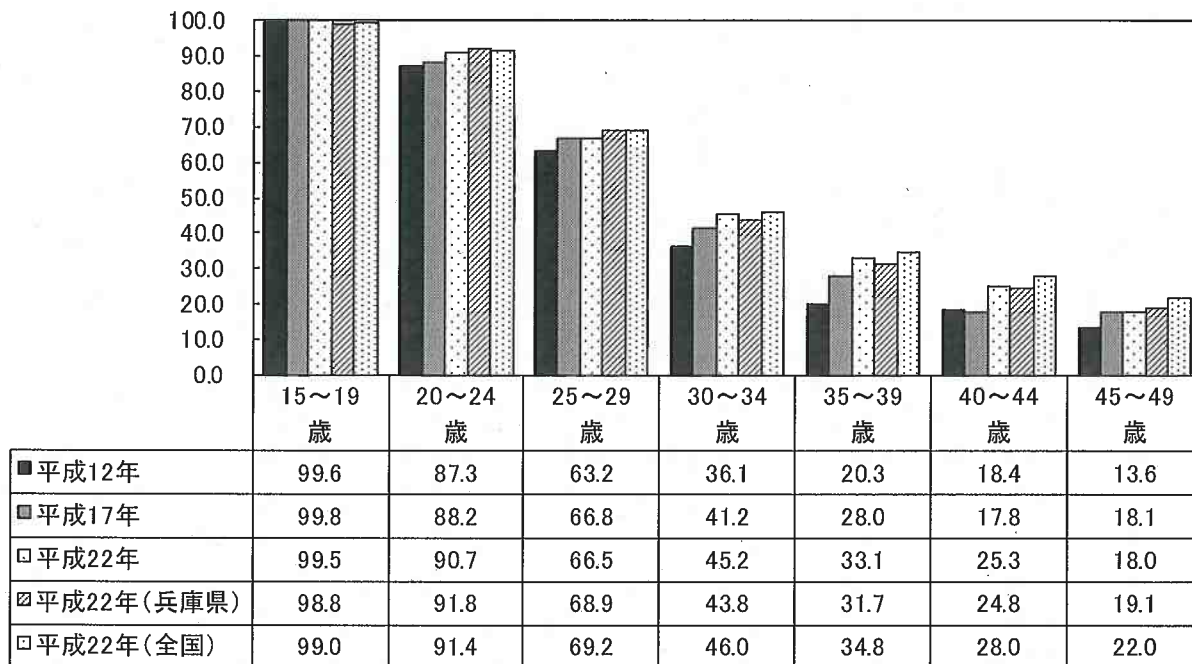


※国勢調査

合計特殊出生率をみると、本市は、国、兵庫県より高い水準で推移し、平成17年度以降、上昇傾向にあり、平成22年度では1.71となっています。

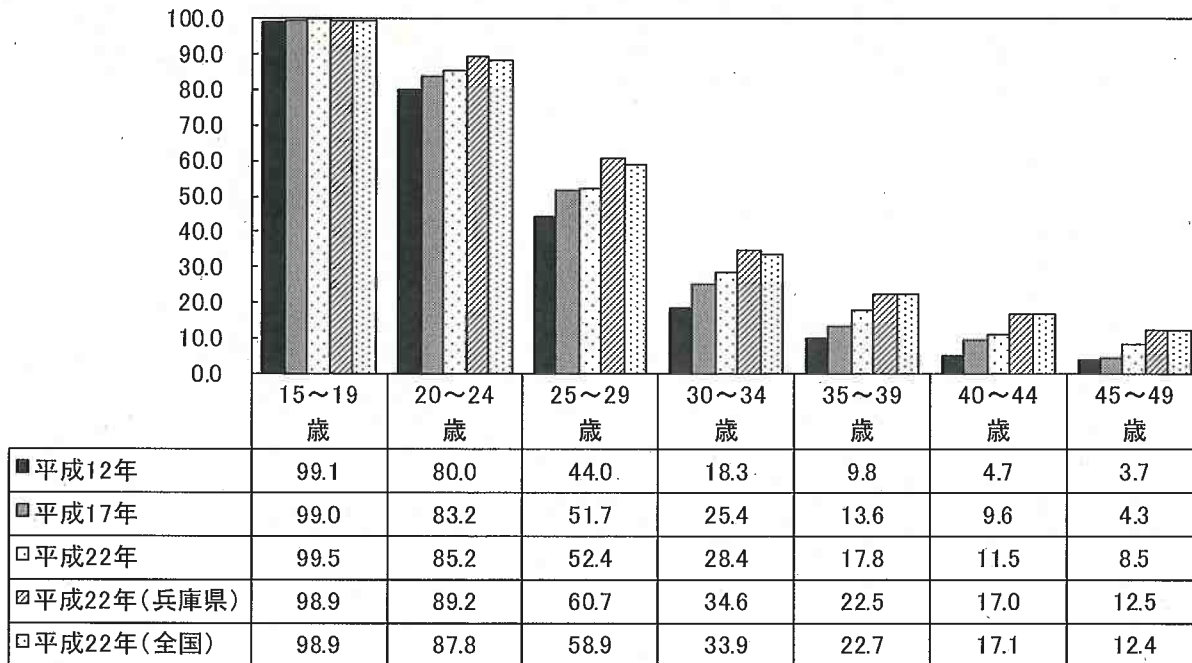
(4) 未婚率の推移

(%) (男性)



※国勢調査

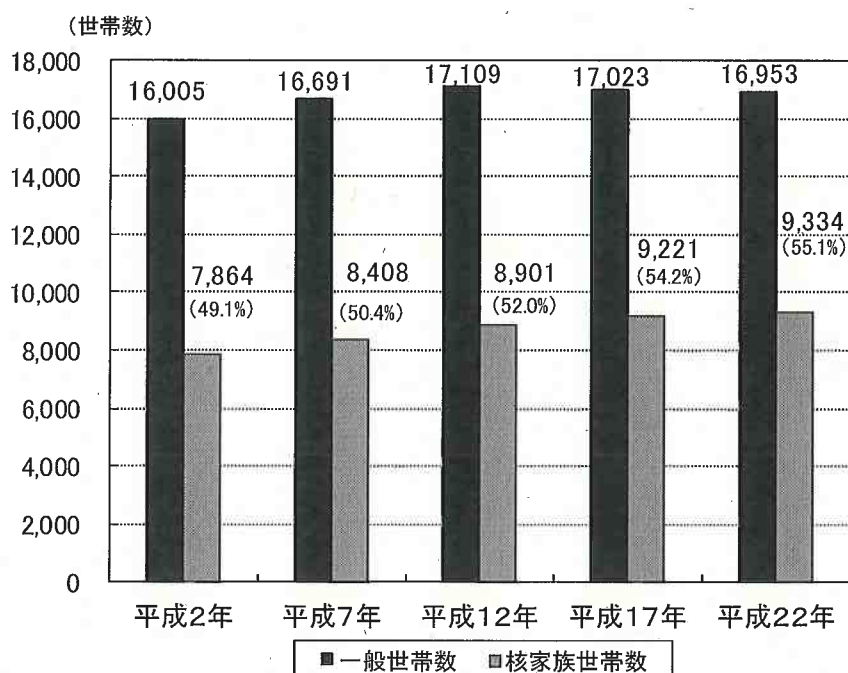
(%) (女性)



※国勢調査

未婚率をみると、どの年齢区分も男女ともに、概ね年々高まる傾向にあります。全国・兵庫県と比較すると、本市は全国・兵庫県より低い傾向にあります。男性の30歳～44歳では本市は兵庫県より高くなっています。

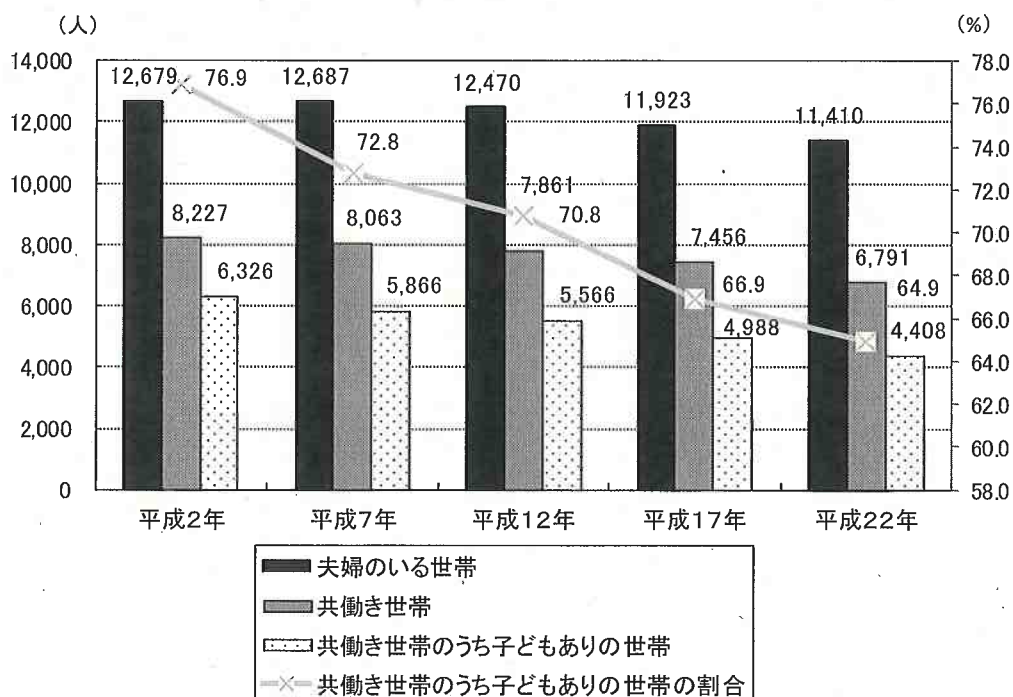
(4) 核家族世帯数の推移



※国勢調査

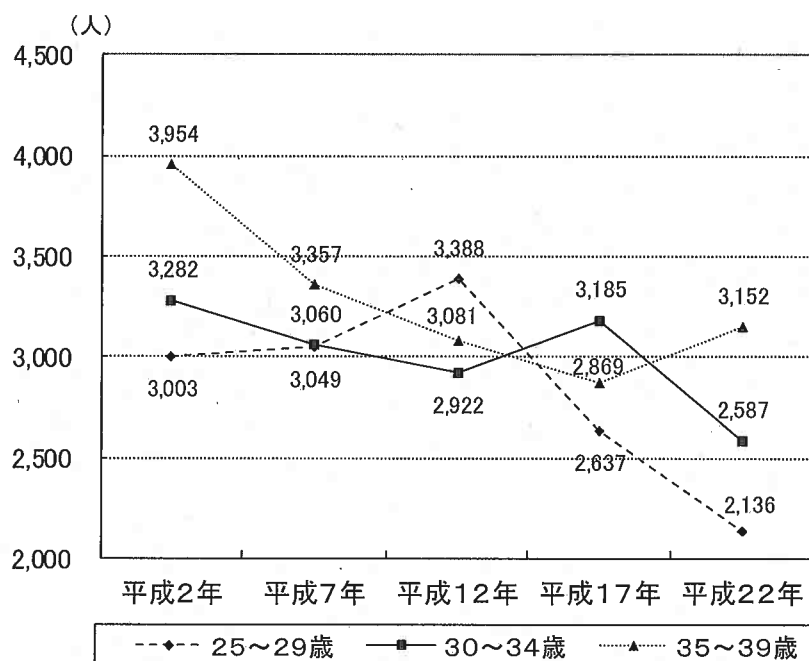
核家族世帯数は年々増加傾向にあり、平成22年度では9,334人となっています。一般世帯における核家族世帯の割合では、平成2年から増加を続け平成22年では55.1%となっています。

(5) 児童のいる世帯の推移



夫婦のいる世帯、共働き世帯、共働き世帯のうち子どもありの世帯、いずれも、各年で減少しています。また、共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合も減少傾向にあります。

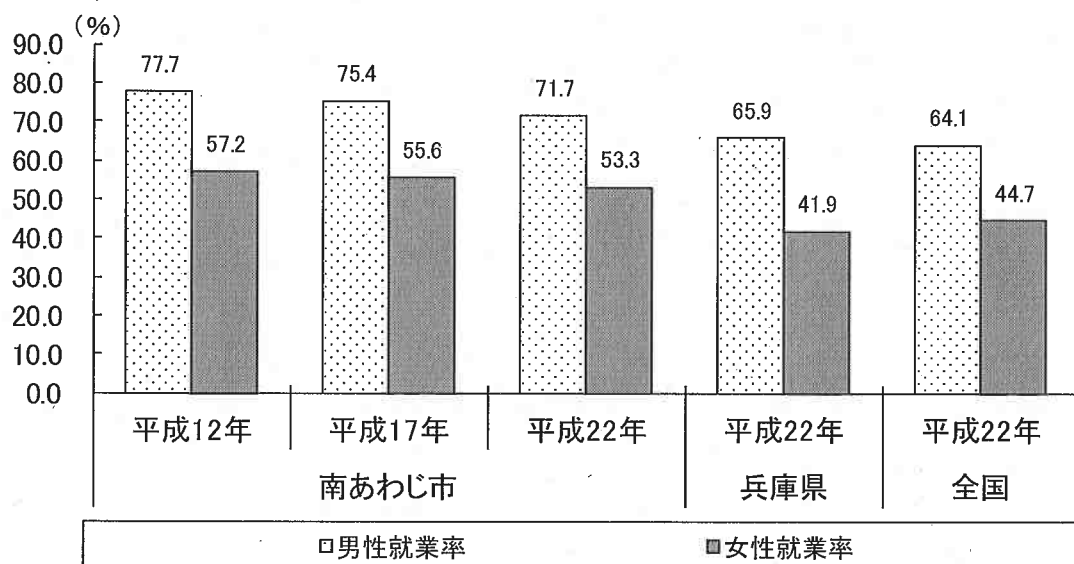
(6) 労働力人口の推移



※国勢調査

労働力人口を年齢区分で見ると、平成17年度以降、「25～29歳」「30～34歳」が減少傾向にあります。平成12年度から22年度にかけて「25～29歳」が大きく減少しています。

(6) 就業率



※国勢調査

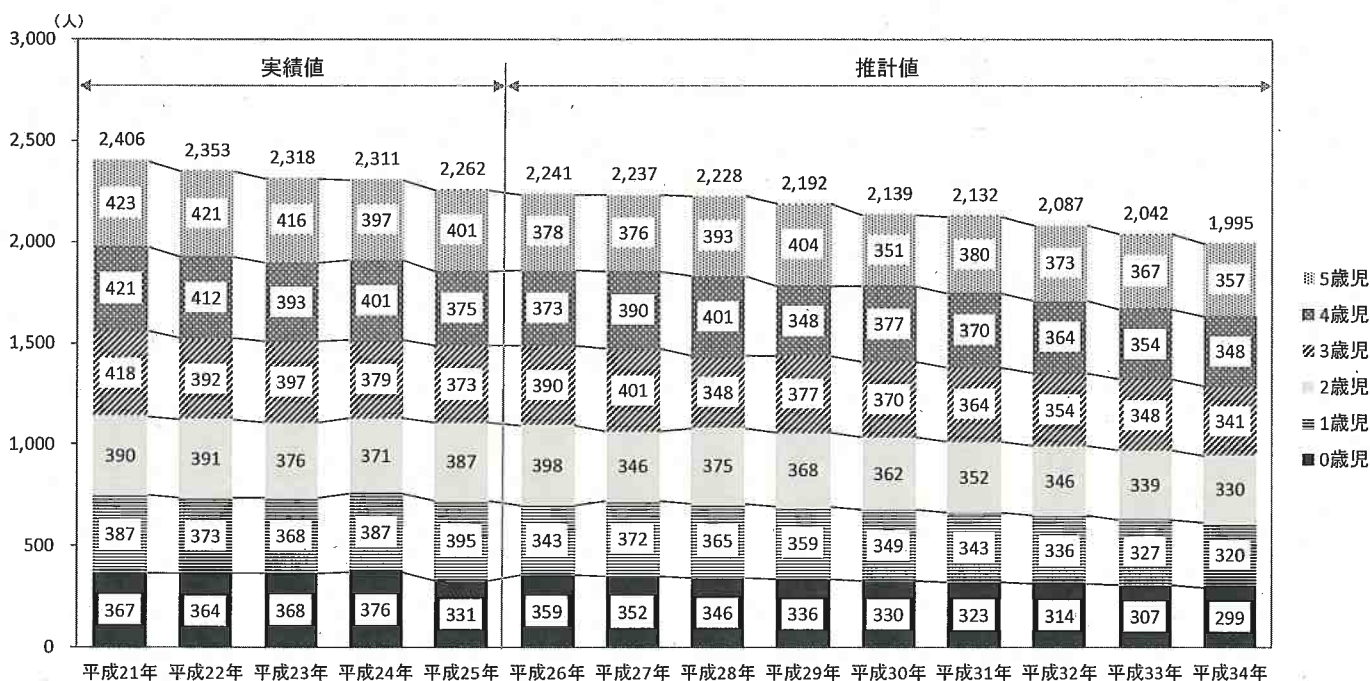
就業率をみると、男女ともに低下傾向にあります。全国・兵庫県と比較すると、男女ともに全国・兵庫県より高くなっています。

(6) 将来推計人口

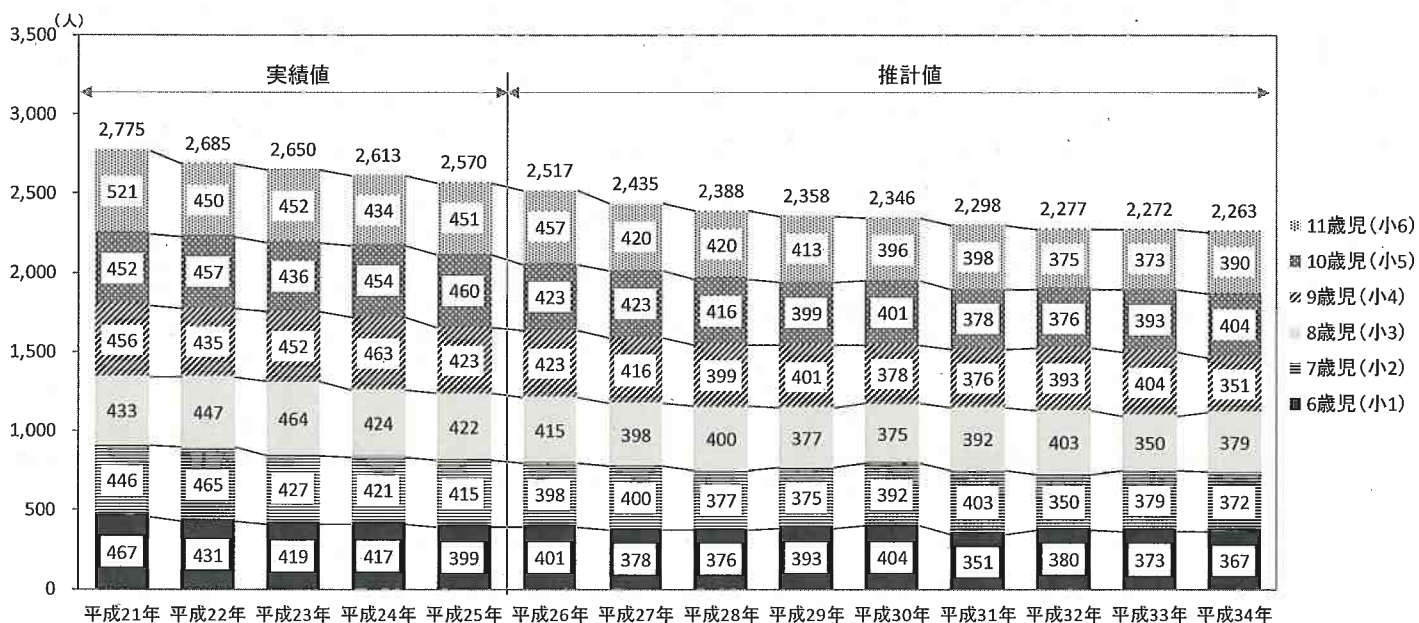
①就学前児童の人口推計

※住民基本台帳（外国人登録含む）をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

0歳から5歳までの就学前児童の推計人口をみると、平成26年には2,241人となっていますが、平成30年では2,139人、平成34年には1,995人と減少しています。



②就学児童の人口推計



※住民基本台帳（外国人登録含む）をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

6歳から11歳までの小学校児童の推計人口をみると、平成26年には2,517人となっていますが、平成34年には2,263人と、各年で減少しています。

2. ニーズ調査結果からみる子どもや子育ての状況

(1) 調査の概要

①調査対象	南あわじ市に在住の就学前児童及び就学児童の保護者			
②抽出方法	無作為抽出			
③実施方法	郵送による配布・回収			
④調査期間	平成 25 年 11 月 6 日～平成 25 年 11 月 20 日			
⑤回収状況	調査の種類	配布数	回収数	回収率
	就学前児童調査	1,000	952	95.2%
	就学児童調査	200	194	97.0%

(2) 家族の状況

※子どもの人数、子育てについての相談相手等を記述します。

(3) 保護者の就労状況

※保護者の就労状況、母親の就労希望等についての相談相手等を記述します。

(4) 教育・保育サービスについて（就学前児童調査）

※教育・保育サービスの利用状況、今後の利用希望等について記述します。

(6) 事業の認知状況、利用状況、利用意向

※事業の認知状況、利用状況、利用意向等について記述します。

第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

南あわじ市が子ども・子育て支援事業を推進するにあたり、次世代育成支援後期行動計画を踏襲し、めざすべき基本理念を次のとおりとします。

「自然と文化にはぐくまれた笑顔あふれる子どものまち・南あわじ」

南あわじ市は、美しい自然・景観資源や、多くの史跡、淡路人形浄瑠璃、淡路瓦といった歴史・伝統文化資源に恵まれたまちです。こうした自然や文化にはぐくまれた次代の社会を担う子どもたちの幸せな笑顔は、人々の心を明るくし、やさしさや希望を与えてくれます。また、生まれてきた命が、家庭や地域社会で愛され、「南あわじのまち」で、生き生きと心豊かに育っていくことは、私たちみんなの願いです。

核家族化の進行や、就労形態の変化、近隣関係の希薄化など、子どもやその家庭を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、子どもの幸せを第一に考え、子どもの育成や子育てを社会全体で支援していくことが重要かつ緊急の課題となっています。

次世代の育成は、子育てを単に家庭だけの問題とせず、地域の誰もが子育てに関心を持ち、ふれあい、支えあうことで、子どもたちが健やかに成長し、子育てにともなう喜びが実感でき、夢が持てるよう支援していくことが大切です。

南あわじ市では、子育てを通して、地域の人々の心と心が響きあい、子どもたちの笑顔があふれるまちをめざして、次世代育成支援対策に取り組んでいきます。

2. 基本的な視点

この計画策定にあたっては、次の6つを基本的視点とします。

(1) 子どもの視点

※子どもの幸せ、子どもの最善の利益が最大限尊重されることように配慮し、子どもの立場に立った視点を記述します。

(2) 次代の親づくりの視点

※次代の親を育てることを目的に、子どもに対する長期的視点に立った健全育成への取り組みについての視点を記述します。

(3) すべての子どもと家庭を支援する視点

※多様化した子どもや子育て家庭をとりまく問題を踏まえて、広くすべての子どもと家庭への支援についての視点を記述します。

(4) 地域の人的・社会的資源との効果的活用の視点

※地域のさまざまな人的資源、社会資源を有効に活用し、地域の子育て力の向上やネットワークの構築を通じた支援についての視点を記述します。

(5) 社会全体による支援の視点

※地域、家庭、企業、行政など社会のあらゆる構成メンバーが、それぞれの役割と責任において協働し、社会全体で支援する視点について記述します。

(6) 地域特性の視点

※本市の持つ地域特性や資源、環境などを生かし、さらにそれぞれのニーズに応じた取り組みについての視点を記述します。

3. 基本目標

基本理念を実現するため、次の7つを基本目標に設定し、総合的な施策を展開します。

(1) 子育てにともなう経済的支援の充実

※一人の子どもが成人するまでにかかる親の経済的負担を軽減するため、子育てにかかる経済的支援の充実について記述します。

(2) 地域における子育て支援の推進

※さまざまな悩みに対応する各種相談機能、子育てに関する情報提供、行政や地域住民の協働による子育て支援について記述します。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

※子育てと仕事の両立を支援するために、保育サービスの提供や保育サービスの質の向上について記述します。

(4) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保

※誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした母子保健などの健康の確保のための取り組みについて記述します。

(5) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

※子どもたちがのびのびと育っていけるよう、子どもの個性や能力を伸ばし豊かな人間性を育む家庭教育、個性や人格を尊重した教育環境への取り組みについて記述します。

(6) 子育てを支援する生活環境の整備

※子どもや子ども連れが安心して暮らせるよう、子どもが安心して遊べる施設や公園、道路環境の整備、公共施設の充実について記述します。

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

※児童虐待の予防、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障害のある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実について記述します。

4. 重点施策

※本市の実情を踏まえて、少子対策、重点事業、事業内容について記述します。

5. 計画の体系

基本理念を実現するため、以下の体系に基づき計画を推進します。

基本目標	基本施策	区分	
の 充 実 の 支 援 の 推 進	1. 子育てにともなう経済的負担の軽減	※子育てへの経済的支援、ひとり親家庭への経済的支援等の事業区分について記述します。	
	2. 地域における子育て支援サービスの充実	※地域における子育て支援の整備、子育てに関する相談体制の充実等の事業区分について記述します。	
の 推 進	(2) 子育て支援ネットワークの推進	※子育てを支えるコミュニティの育成、子育て支援拠点整備等の事業区分について記述します。	
	3. ワーク・ライフ・バランス	(1) 保育サービスの充実	※多様な保育サービスの充実、障害児保育の推進等の事業区分について記述します。
	(2) 子育てにやさしい理解の促進	※雇用環境の推進、職場環境の推進等の事業区分について記述します。	
の 推 進	(3) 子育ての男女共同参画の推進	※父親の子育て参加の促進、児童の段階から性別役割分担意識の是正等の事業区分について記述します。	
	4. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保	(1) 子どもや母親の健康の確保の推進	※安全な妊娠・出産の支援、安心して子育てができる支援体制の充実等の事業区分について記述します。
	(2) 食育の推進	※すべての段階に応じた食事に関する学習や情報の提供、食生活に関する調査及び計画の推進等の事業区分について記述します。	

	(3) 思春期保健対策の充実	※性や喫煙・薬物等に関する正しい知識の普及、子育て体験学習の推進等の事業区分について記述します。
	(4) 小児医療の充実	※医療体制の整備、正しい受診のための情報提供等の事業区分について記述します。
5. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 豊かな家庭教育の促進	※家庭教育に関する学習や相談の充実、各種親子活動の実施と支援等の事業区分について記述します。
	(2) 豊かな心を育む学校教育の推進	※体験学習の充実、福祉教育等の推進等の事業区分について記述します。
	(3) 就学前教育等の充実	※幼稚園教育等の充実、障害児教育の推進等の事業区分について記述します。
	(4) 健全育成活動の充実	※健全育成の地域活動支援、非行防止の環境づくり等の事業区分について記述します。
6. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 遊び環境の整備	※地域への施設開放、安全な遊び場の確保等の事業区分について記述します。
	(2) 居住環境の整備・推進	※子育てしやすい住まいやまちづくり等の事業区分について記述します。
	(3) 子ども等の安全の確保	※子どもの交通安全の確保、子どもの犯罪等の被害から守るための活動の推進等の事業区分について記述します。
7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実	※育児不安や虐待・いじめ等に関する相談体制の充実、地域の関係機関の連携等の事業区分について記述します。
	(2) ひとり親家庭への支援	※ひとり親家庭に対する相談体制の充実、子育てや生活に関する支援の充実等の事業区分について記述します。
	(3) 障害のある児童への早期対応	※障害の早期発見、相談体制の充実等の事業区分について記述します。

第4章 計画の内容

※計画の体系に基づき、施策ごとに、現状と課題、施策の方向、事業内容について記述します。

1. 子育てにともなう経済的支援の充実

- (1) 子育てにともなう経済的負担の軽減

2. 地域における子育て支援の推進

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 子育て支援ネットワークの推進

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 子育てにやさしい理解の促進
- (3) 子育ての男女共同参画の推進

4. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保

- (1) 子どもや母親の健康の確保の推進
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

5. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 豊かな家庭教育の促進
- (2) 豊かな心を育む学校教育の推進
- (3) 就学前教育等の充実
- (4) 健全育成活動の充実

6. 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 遊び環境の整備
- (2) 居住環境の整備・推進
- (3) 子ども等の安全の確保

7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障害のある児童への早期対応

第5章 計画の目標

1. 教育・保育提供区域

※本市では教育・保育提供区域を1区域（市全域）を設定すること、理由等を記述します。

2. 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容

※幼稚園、保育園等の量の見込み、確保の内容、実施時期等を記述します。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

※地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期等を記述します。

第6章 計画の推進・評価等

1. 計画の推進

(1) 推進体制

※本計画を推進するための少子対策推進本部を中心とした推進体制について記述します。

2. 計画の評価・検証

※本計画を推進するため、計画の確保方策の進捗状況を定期的に把握し、達成に関する点検・評価を行い、その結果を市民に公表することを記述します。

資料編

※資料として、南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿、設置要綱を掲載します。

1. 南あわじ市次子ども・子育て会議委員名簿

2. 南あわじ市次子ども・子育て会議設置要綱
